

高校生向けデジタル教材に係る周知・広報の取組について(協議)

1 現役の教員を対象とする教材の周知・広報について

2 教職課程の学生を対象とする周知・広報について

第3 法教育教材の使用状況について

【問3】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育冊子教材をはじめ、校外イラストに示した各種教材を全国の高等学校に配布及び法務省ホームページ等で公開しております。

貴校では、法務省（法教育推進協議会）作成の教材を利用して授業を実施したことがありますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- 1 教材を利用して授業を実施した（問4へ）
- 2 教材を知っているが利用しなかった（問5へ）
- 3 教材を知らない（問6へ）



冊子教材「未来を切り拓く法教育～自由で公正な社会のために～」  
※平成30年度に全国の高等学校宛て送付



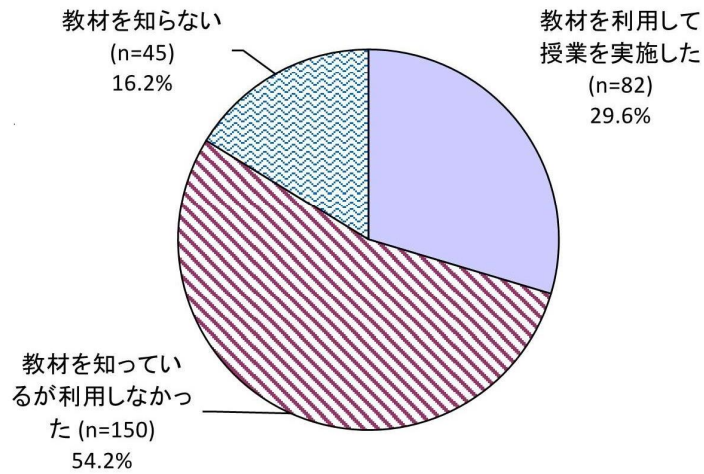
法教育リーフレット「18歳を迎える君へ 契約について学ぼう」  
※令和2年度より毎年度、全国の高等学校宛て送付



視聴覚教材「～個人の自由の尊重と調整～」 「～紛争解決・司法～」  
※令和2年度より法務省Youtubeチャンネルで公開

6 / 10

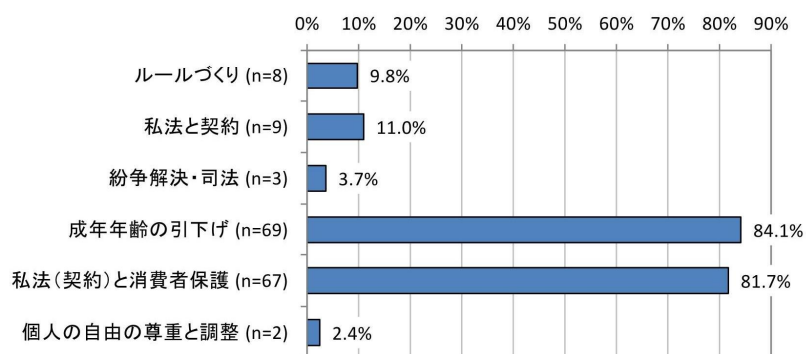
図表 40 法教育教材の利用・認知状況



【問4】（問3で「1 教材を利用して授業を実施した」を選択した学校のみ回答）  
 利用したことがある教材・題材を全て選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材「未来を切り拓く法教育 ～自由で公正な社会のために～」	1 ルールづくり 2 私法と契約 3 紛争解決・司法
法教育リーフレット「18歳を迎える君へ 契約について学ぼう」	4 成年年齢の引下げ 5 私法（契約）と消費者保護
視聴覚教材「～個人の自由の尊重と調整～」 「～紛争解決・司法～」	6 個人の自由の尊重と調整 7 紛争解決・司法

図表 4 6 法教育教材を利用した授業の題材



【問5】（問3で「2 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答）  
 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由について、当てはまるものを全て選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 生徒の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 このような授業を行うための準備の負担が重いから
- 7 教材が教員に行き渡っていないから
- 8 内容を確認したことがないから
- 9 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

図表 4-9 法教育教材の未利用理由

